

## 日本から見たドイツ統一という歴史的経験

2018年7月31日

中村登志哉（名古屋大学）

### I. ドイツ統一に至る背景

#### 1. 冷戦終結の確認

ブッシュ米大統領とゴルバチョフ・ソ連共産党書記長がマルタ・サミット(1989年12月2-3日)で会談し、冷戦終結を確認

#### 2. 東独国内の民主化要求

・東欧諸国の民主化と東独市民（熟練労働者ら）のハンガリーへの出国(1988-89)：市民がハンガリー経由でオーストリアへ出国、西ドイツへ。プラハやブダペストの西独大使館に東独市民多数が保護を求めて滞在

・東独国内における民主化要求(1989-90)＝月曜デモ

・天安門事件における東独政府の中国政府への連帯表明に対する市民の反発(1989)

・ゴルバチョフの再構築（ペレストロイカ）・情報公開（グラスノスチ）改革と東独への改革要求(1989)

・ホーネッカー書記長失脚（ゴルバチョフの不支持）とベルリンの壁崩壊

・東独人民議会は初の自由選挙を1990年3月18日に実施、ドイツ統一を主張する保守系の「ドイツ連合」が大勝。統一の動きが加速。

#### 3. 東独危機への西独政府の対応

・東独国内の混乱を踏まえ、通貨・経済・社会同盟を提案、1990年7月実施で合意

・東欧諸国に滞在する東独市民の保護・入国容認

### II. ドイツ統一過程における国際枠組み

1. 「2+4交渉」の枠組み(第1回1990年5月5日・ボン、第2回同年6月22日・東ベルリン、第3回同年7月17日・パリ、第4回同年9月12日・モスクワ)

・参加6国：連合4カ国（米国、ソ連、英国、フランス）、東西両ドイツ

・統一支持（当初）：西ドイツ、米国（条件付）、ソ連（条件付）

・統一反対（当初）：東ドイツ、英国、フランス

英国は当初、連合4カ国のみでの開催主張。連合4カ国が両ドイツを招く形で開催。

英国は欧州のバランスが失われることを懸念。フランスはドイツが東欧へ進出し、経済力が

突出することを懸念。

## 2. 課題

### ・国境の確定（第3回）

東側国境のポーランドとのオーデル・ナイセ線の確定

統一ドイツは西独、東独、統一ベルリンで構成し、それ以上でも以下でもないことを確認。

### ・安全保障（第3回前日のコール・ゴルバチョフ会談）

米国は当初、①統一ドイツの北大西洋条約機構(NATO)帰属②東独地域への NATO 拡大を控える一を提案。ソ連は、統一ドイツの中立を主張。

→東独地域への不拡大を前提に NATO 帰属で合意。旧西独軍の兵力 48 万人、旧東独人民軍 10 万人から、統一ドイツは上限 37 万人に削減で合意（現在、兵力 25 万）。

### ・EC(欧州共同体)への義務と責任は継続

ドイツ統一を EC 編入と位置付け。

### ・統一方法（第4回）

民族自決（国連憲章第1条第2項、第55条）に基づく東西両ドイツの問題であることを確認。

## III. ドイツ統一の実質的作業

### 1. 憲法政策

東独政府（モドロウ首相）：当初、西独との連邦制国家を提案。

西独政府（コール首相）：基本法第23条に基づく統一、つまり東独を5州に再編の上、連邦に編入する方式を主張。西独（ドイツ連邦共和国）の国土拡大。

\*西独では第23条のほか、野党 SPD や知識人を中心に、基本法第146条（当時）「この基本法は、ドイツ国民が自由な決定によって議決した憲法が施行される日に、その効力を失う」に基づき、新憲法を制定し、それに基づいて統一を実現すべきだとする主張も有力だった。（現行条文は「この基本法は、ドイツの統一と自由の達成後は、全ドイツ国民に適用されるが、ドイツ国民が自由な決定によって議決した憲法が施行される日に、その効力を失う」と修正されている。）

→基本法第23条に基づく統一で決着

### 2. 「通貨・経済・社会同盟条約」

「通貨・経済・社会同盟条約」が1990年7月1日施行。西独マルクを東独に導入（西独マルクと東独マルクの交換比率は、賃金と年金は基本的に1:1、その他は1:2~3。ただし、ベルリンの壁崩壊後は実勢で1:10程度）。

### 3. 主権の完全回復

・ドイツ統一の国際的枠組みを決める「最終規定条約」に調印（1990年9月12日）。

① 連合 4 カ国のベルリン及びドイツ全体に対する権利と責任の終結と、すべての関連組織の解散

② 統一ドイツは国内的・対外的事項に関する主権の完全な回復

#### IV 小括

##### 1. 明確な国際的文脈

・ 連合 4 カ国という国際的枠組み

連合 4 カ国としての地位・権限（ドイツ統一、講和条約、ベルリン管轄権）。ソ連を含め、最終的に統一は不可避との情勢判断。

・ 地域的文脈—In Europe's Name

ドイツ統一を欧州統合の文脈で理解し、統一ドイツへの脅威感を払拭、道を開く。

・ 安全保障：多国間同盟による核管理

西独は米国を盟主とする NATO、東独はソ連を盟主とするワルシャワ条約機構といずれも多国間同盟に帰属。核管理も米国、ソ連にそれぞれ依存。

##### 2. 民族自決によるドイツ統一

・ 西独による東独の再編・編入

冷戦の終結、東欧民主化に刺激された東独市民の出国、改革を求めるソ連からの不支持、民主化を求める市民の批判により、東独政府は孤立し、状況を管理できない状態。これを受け、西独は西独主導による統一外交を推進。両ドイツは分断時代も文化交流等もあり、東独市民も共産圏には旅行可能。

・ ナショナリズムと Kommunismus との関係

欧州：ソ連から押し付けられた Kommunismus。ソ連の後ろ盾がなければ、抑え込まれていたナショナリズムが噴き出して共産党はつぶれた。

アジア：中国もベトナムも、ソ連に押し付けられて無理やりできたのではなく、長い間の欧米の植民地支配に抵抗し、自分たちの国を作っていこうというナショナリズムと深く結びついていた。（渡邊昭夫『国際社会との関わり方を考える』）

	東西ドイツ	南北朝鮮
人口比	4:1	2:1
GDP 比	7.76	95.0
一人当たり GDP 比	2.03	23.2
核兵器	米ソ配備	北の独自核
安全保障	集団防衛同盟	2 国間同盟（朝鮮国連軍）
相互交戦実績	なし	朝鮮戦争
国内世論（統一）	西主導の統一支持	？

#### 【参考文献】

- 中村登志哉編『戦後70年を越えて ドイツの選択・日本の関与』（一藝社、2016年）
- 中村登志哉、「国際社会の対独観と海外派兵に揺れる国民意識」、中村登志哉編、『戦後70年を越えて—ドイツの選択・日本の関与』、一藝社、2016年、20-50頁。
- 中村登志哉、「ドイツの安全保障規範の変容—1999—2011年の海外派兵政策」、『言語文化論集』（名古屋大学）、第35巻第1号、2013年11月、105-124頁。
- 中村登志哉、「欧州安全保障秩序とドイツ：メルケル政権の課題とディレンマ」、『日本EU学会年報29号』、有斐閣、2009年4月、203-221頁。
- 中村登志哉『ドイツの安全保障政策 平和主義と武力行使』（一藝社、2006年）
- ゲルトヨアヒム・グレースナー、中村登志哉他訳『ドイツ統一過程の研究』（青木書店、1993年）
- 平島健司『現代ドイツ政治』（東京大学出版会、1994年）
- メアリー・フルブルック、芝健介訳『二つのドイツ 1945-1990』（岩波書店、2009年）
- 高橋進『歴史としてのドイツ統一 指導者たちはどう動いたか』（岩波書店、1999年）
- クリストフ・クレスマン、石田勇治他訳『戦後ドイツ史 1945 - 1995—二重の建国』（未来社、1995年）
- 森井裕一『現代ドイツの外交と政治』（信山社、2008年）
- 渡邊昭夫『国際社会との関わり方を考える』（ヌース出版、2017年）
- Timothy Garton Ash, *In Europe's Name* (Random House, 1993年)